

令和3年度 就学援助制度のお知らせ

豊橋市では、お子さんの市立小・中学校への就学にあたり、制度の認定基準にあてはまる方を対象に給食・学用品費など費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記により申請してください。

なお、現在、通常の就学援助（令和2年度分）および小学校入学準備金（令和2年度分）を受給されている方も、引き続き援助を希望される場合は、改めて申請が必要となります。

1 申請期間・会場

(1) 日 時：令和3年3月2日(火)～3月8日(月) [午前8時30分～午後5時]

※3月6日(土)・7日(日)は、午前9時から正午まで

(2) 場 所：豊橋市役所 講堂（豊橋市役所東館13階）

2 申請に必要なもの

(1) 保護者名義の預金通帳 ※援助費を校長口座へ振込希望の方は不要です。
※令和3年1月1日(金)より印鑑は不要になりました。

通常は、上記(1)のみとなりますが、場合によっては、事情を明らかにする書類が必要となります。(裏面参照)

3 援助の内容

区 分	学 年	支 給 方 法	支 給 時 期
学用品費等	全 学 年	学年ごとの定額を支給 〔年度途中で認定(廃止)された 場合は月割で支給〕	7月・10月・1月・2月の各月末
入学準備金 (中学校)	小6	R4年1月31日時点で認定を受けている者のうち、豊橋市立中学校に就学予定の者に定額を支給	2月末
新入学学用品費	小1・中1 (※1)	4月認定者のみに定額を支給	5月末
修学旅行費	小6・中3	実施時点(修学旅行初日)の認定者に共通行動に係る実費相当額を支給	7月までの実施分：8月末 10月までの実施分：11月末 11月以降の実施分：実施後
医療費(※2)	全学年(※3)	申請により医療券を交付	—
学校給食	全 学 年	児童生徒へ給食を提供 (費用については市が負担)	—
学校生活管理指導費(※4)	全 学 年	申請により限度額を2,000円として実費支給	7月・10月・1月・4月の各月末

※1：令和2年度に入学準備金(小学校・中学校)を受給された方は、新入学学用品費を重複して受給することはできません。

※2：医療費の対象疾病…う歯(虫歯)、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など。

※3：小学生、中学生ともに医療費助成制度が優先されます。

※4：「学校生活管理指導表」の記載に伴う文書料を助成します。

* * *一斉申請終了後の申請について* * *

(1) 日 時：令和3年3月9日(火)～

[土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分]

※5/1以降の申請は、援助費が月割りになりますのでご注意ください。

(2) 場 所：豊橋市教育委員会 学校教育課（豊橋市役所東館11階）

* * * 問い合わせ先 * * *

●就学援助に関すること ⇒ 豊橋市教育委員会 学校教育課 (☎51-2825) / 市役所東館11階

●給食・医療費・学校生活管理指導費に関すること ⇒ 保健給食課 (☎51-2835) / 市役所東館11階

4 援助を受けられる方 (次のいずれかに該当する方)

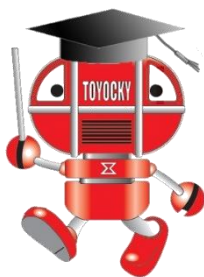
番号	項目	事情を明らかにする書類												
1	令和2年4月1日以降に生活保護が停止または廃止された方	保護停止・廃止決定通知書												
2	所得(保護者及び同一世帯員の所得合計額)が基準以下の方	<p>必要ありません。</p> <p>ただし、次に該当する場合は、世帯全員の所得証明書が必要です。</p> <p>【令和3年3月2日から6月1日までの申請】 令和2年1月1日現在で豊橋市に住民票がない方→令和2年度所得証明書</p> <p>【令和3年6月2日以降の申請】 令和3年1月1日現在で豊橋市に住民票がない方→令和3年度所得証明書</p> <p>(1) 援助を受けることができる基準は、<u>所得(住民票に記載の世帯全員の所得合計額)が下記の金額以下</u>です。ただし、別居の父母(単身赴任等)は計算対象になります。</p> <p>(2) 令和3年4月～6月認定(6月1日までの申請)は、<u>令和元年所得</u>を、令和3年7月認定(6月2日以降の申請)以降は、<u>令和2年所得</u>を適用します。</p> <p>(3) 毎月、認定資格の確認をしますので、認定後であっても所得の状況(適用年の所得等)によって年度途中で取り消しとなる場合もあります。</p> <p>【所得基準額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>家族人数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得額</td> <td>2,254,000円</td> <td>2,773,000円</td> <td>3,334,000円</td> <td>3,741,000円</td> <td>4,278,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※7人以上は、6人家族の所得額に1人増すごとに47万円を加算した金額です。</p>	家族人数	2人	3人	4人	5人	6人	所得額	2,254,000円	2,773,000円	3,334,000円	3,741,000円	4,278,000円
家族人数	2人	3人	4人	5人	6人									
所得額	2,254,000円	2,773,000円	3,334,000円	3,741,000円	4,278,000円									

※児童扶養手当を受給中の方であっても、所得基準以上の方は、援助対象外です。

※生活保護を受けている方は、この手続きは必要ありません。

※やむを得ない事情による失業等、その他経済的にお困りの方は、別途ご相談ください。

あなたの世帯の所得合計額を計算してみましょう!



区分	所得	備考
児童生徒の父	ア 円	児童生徒と別居の場合(単身赴任等)も計算対象になります。
母	イ 円	
その他の世帯員	ウ 円	住民登録上の同一世帯員(祖父母等)の所得合計額です。
家族人数(全員) 人	所得合計額(ア+イ+ウ) 円	家族人数は、児童生徒を含めた全員の人数です。

----- 切り取り -----

[就学援助の受給の有無について]

該当の番号へ○を付け必要事項を記入のうえ、切り取って受付へ提出してください。

1. 現在、就学援助を受給している。

①新学年： ___年、学校： _____小・中学校、氏名： _____

②新学年： ___年、学校： _____小・中学校、氏名： _____

③新学年： ___年、学校： _____小・中学校、氏名： _____

*現在、受給していない**新小学1年生**についても記入してください。

2. 現在、就学援助は受給していません。

受給を希望する市立小中学生は、何人ですか？ _____人